平成２４年（フ）第２１０号
函館市本町20番４号
債務者　吉川　清美（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２２１号
函館市田家町14番19―301号
債務者　松川　保子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２２４号
北海道北斗市東浜１丁目18番18号
債務者　吉川　　満
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２２９号
函館市神山３丁目40番18号
債務者　酒井　美鈴
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２３６号
函館市山の手２丁目27番13号
債務者　間島留江子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４３号
石巻市開北２丁目８番１号
債務者　高瀬千恵子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第８９６号
埼玉県加須市川口５丁目５番地６　片倉工業川口社宅26号
債務者　吉野　明巳
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１００４号
埼玉県朝霞市田島１丁目３番40号
債務者　羽石美奈子（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７２号
埼玉県上尾市本町５丁目５番14号　シャルマン・ヴィー201
債務者　柴田　　淳
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９０号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目606番地　グランドシティＥ―518
債務者　恩村　政登
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０７号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―28―410、旧住所埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番18―105号　駅前プラザ
債務者　倉上　貴行
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２９号
埼玉県戸田市大字新曽647番地　第二しろがね荘202号室
債務者　宇部　佳樹
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
新潟県長岡市上除町甲3539番地３
債務者　斎藤　久光
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
新潟県長岡市富島町240番地
債務者　早川　惠子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
岡山県笠岡市大井南７番地19、住民票上の住所岡山県笠岡市吉田７番地２
債務者　内山　律子（旧姓齋藤・道廣）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１８０号
岡山県倉敷市庄新町９番５―17号
債務者　林　　紀子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
岡山県総社市中央３丁目12番地109
債務者　古井神　晃
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係